官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十五年二月八日　外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十五年三月十四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券		返納理由
		旅券番号（発行年月日）	名義人	
平塚　雅一（昭和三十三年六月二十八日）	東京都葛飾区	TH五三四七二八一（平成二十年二月十九日）	平塚　雅一	平成二十五年一月四日、東京簡易裁判所から電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の被疑者として逮捕状が発付された。
堤　秀樹（昭和四十八年七月二十五日）	埼玉県川口市	TH〇二八一八六〇（平成十八年四月十九日）	堤　秀樹	平成二十四年十二月四日、東京簡易裁判所から電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の被疑者として逮捕状が発付された。

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年2月8日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成25年2月8日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

確認された日本工業規格

船用一般チェーン	F2106
船用分離板形油清浄機陸上試験方法	F6601
船舶湿式排気システム用ゴム及び樹脂ホース	F7152
船用排ガス管用鋼製管フランジ	F7805

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年二月八日

北海道経済産業局長　増山　壽一

一　件名　苫小牧ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年三月六日　午後二時から

三　場所　苫小牧市民会館　二階　二百五号室（苫小牧市旭町三丁目二番二号）

四　事案の要旨

1　苫小牧ガス株式会社の一般ガス供給約款の変更（平成二十四年三月十六日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を据え置く。）

2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び苫小牧ガス株式会社（苫小牧市末広町二丁目十番一九号）において閲覧に供する。

その他

五

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「苫小牧ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十五年二月二十日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「苫小牧ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十五年二月二十日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

苫小牧ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年二月八日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名　日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款（もえぎ野地区）の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年三月二日　午後二時から